

こんな時は商工会へ!!



経営



●販売促進の指導を受けたい。
●目社の経営状況を把握しアドバイスを受けたい。



ぜひ、商工会へご相談ください



※中小企業診断士の派遣による企業診断(財務・労務・販促・OA化など)も無料で受けられます。



労働



●労働保険について相談したい。
●従業員の給与について相談したい。
●就業規則について相談したい。



こんな時、商工会へお気軽にご相談ください



※雇用(失業給付)、労災保険の仕組みや手続きなどの相談指導。
※高年齢雇用継続給付制度などの相談指導。
※就業規則作成などの相談指導。



情報化



●コンピュータで顧客管理をしたい。
●お店のホームページを立ち上げたい。



こんな時も、やっぱり商工会へご相談ください



※情報化に関する相談や各種パソコン研修会を開催しています。



金融



●車を買い換えたい。
●運転資金の円滑化を図りたい。



お気軽にご相談ください



※商工会の経営指導を条件とした無担保・無保証人の貸付制度(日本政策金融公庫:マル経融資)があります。



経理



●各種簿の記帳指導を受けたい。
●記帳機械化事業を利用したい。



商工会はあなたの一番身近な相談相手です



※現金出納帳、売掛・買掛帳、決算振替記入処理などの相談指導。
※個人事業主の方については、コンピュータによる記帳機械化処理サービスも対応しています。(有料)



税務



●各種所得控除や節税方法を知りたい。
●消費税について指導を受けたい。



こんな時も、必ず商工会へ!



※経費算入、減価償却、帳簿からの転記などの相談指導。
※税法の改正に則した正しい申告相談指導。
※消費税に関する税務指導。

年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額(年調減税額)の控除を行うために年調減税事務を行う必要があります。年調減税事務の手順は次のとおりです。

※定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。
(定額減税特設サイト:<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)



1 年調減税額の控除対象者の確認

年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「年末調整の対象者」です。

※基礎控除申告書等により把握した給与と所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

2 申告書の受理及び年調減税額の計算

従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数(いずれも居住者に限ります。)を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。

年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円

3 年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額(年調所得税額)から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

※年調所得税額から年調減税額を控除するイメージは下段にある「年間の給与等に係る税額の計算等」をご覧ください。

4 源泉徴収票への表示

源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。

(例)年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合
「源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」

※合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。
また、控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額0円」と記載します。

年調減税事務の詳細については「令和6年分 年末調整のしかた」をご覧ください。



商工会に加入しましょう

金融・税務
記帳代行
労働保険事務代行
経営指導等



あま市商工会 442-8831

あま市甚目寺会館2階 (甚目寺観音 南)